

加古川市社会福祉法人審査委員会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び法人に対する行政処分の事前審査等について、加古川市社会福祉法人審査委員会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(開催時期)

第 2 条 加古川市社会福祉法人審査委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(審査対象)

第 3 条 審査の対象とする法人は次のとおりとする。

- (1) 新設する法人
- (2) 解散する法人
- (3) 合併する法人
- (4) 行政処分を行う必要があると認められる法人
- (5) 法人運営に関して審査を必要と認められる法人

(審査概要)

第 4 条 審査は次により行う。

(1) 審査事項総括表（別紙様式による。）

(2) 問題点は、次により記載する。

① 設立の場合（合併を含む）

- ア 事業の必要性
- イ 整備計画上の適否
- ウ 事業費の適合性
- エ 事業費の内訳
- オ 資金計画の適否
- カ 借入金償還の確実性
- キ 用地の適否
- ク 役員予定者の適否
- ケ 運営の見通し
- コ その他必要事項

② 行政処分を行う必要が認められる場合

- ア 法令、定款等に違反した状況又はその法人運営が著しく適正を欠いた状況
- イ 監査結果
- ウ 指導内容
- エ 法人の対応状況
- オ 法人運営の改善見込

カ その他必要な事項

③ その他の場合

ア 運営の見通し

イ その他必要事項

(3) 法人調書

直近の現況報告書又は監査時のものとする。

(4) 根拠法令等

特に審査の際必要とする関係法令、通知等

(その他)

第5条 審査に際し必要と認められる場合は、法人役員（予定者）の出席を求めて事情聴取を行う。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。